

決算審査特別委員会記録

＜健康福祉部・こども・女性局・産業・雇用振興部＞

開催日時 平成28年10月13日（木） 10:02～12:22

開催場所 第1委員会室

出席委員 11名

中村 昭 委員長
大国 正博 副委員長
亀田 忠彦 委員
猪奥 美里 委員
川田 裕 委員
西川 均 委員
中野 雅史 委員
乾 浩之 委員
宮本 次郎 委員
今井 光子 委員
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 浪越 副知事
一松 総務部長
榎原 会計管理者（会計局長）
土井 健康福祉部長
福西 こども・女性局長
森田 産業・雇用振興部長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第92号 平成27年度奈良県歳入歳出決算の認定について

会議の経過

○中村委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

それでは、日程に従い、健康福祉部、こども・女性局及び産業・雇用振興部の審査を行います。

これより質疑に入ります。

その他の事項も含めて、質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、ご発言願います。

○宮本委員 今回、3点お聞きします。1点目はこども食堂の問題です。2点目は賃金格差の問題で、3点目がプレミアム商品券の問題でお願いします。

まず、1点目のこども食堂ですが、これはご承知のように、現在、格差と貧困の広がりのもとでひとり親家庭を中心に、例えば子どもが家に帰っても家に誰もおらず、一人で食事をとって、一人で風呂に入って、一人で寝るという実態が広がっている中で、こういった家庭の子どもに無料で食事を提供して居場所をつくろうという試みで、既に奈良県内でも斑鳩町、生駒市、天理市、香芝市、橿原市、上牧町などで取り組みが始まっています。ただ、ほとんどの場合行政がかかわっていないで、ボランティアでやっていることが多いです。子どもの貧困対策を根本的に解決するために当然格差解消、貧困をなくしていくことが待たれるわけです。子どもを一人で置いておかないという取り組みでいいますと、ボランティア的な取り組みで非常に有意義な活動ではあるわけです。実際に私も何かやってみようと思う人たちがその善意を生かして気軽に活動を立ち上げたり、または連携をとって本当に困っている家庭に行き届くようにしていくためには、しっかりと行政がかかわっていくことが大事だと思います。

その点で、こういったこども食堂の取り組みが急速に広がり始めているもとの、県としても積極的にこの取り組みを掌握して、何かやりたいと考えている人たちが実践を開始したり継続できるように、他府県での取り組み事例や有益な情報をしっかりと収集して提供する、やりたいと思っている人たちを結びつけるネットワークのようなものを構築する、そういったツールを開発することが今早急に求められていると思うのですが、この点で県の認識をお聞きしたいと思います。

2点目の賃金格差の問題ですが、最低賃金が今月から改定され、奈良県は762円ですが大阪府は883円ですから、121円の格差が生まれました。ちなみに京都府は831円、兵庫県は819円です。こういった賃金格差は広がる一方になっています。この問題をどう捉えて賃金格差の解消に進もうとしているのかお聞きしたいと思います。

3点目はプレミアム商品券ですが、昨年度結構大きな規模で取り組まれました。プレミアム商品券は、昨年度のものでいいますと1万円の商品券を購入すれば1万2,000円

の買い物ができ、2,000円分のプレミアムがついているというものです。南部、東部に限定したものは、このプレミアム分が25%ということでした。これは政府の地方創生事業の地域消費喚起・生活支援型交付金を使って取り組んだものですが、平成27年度は全自治体の97%に当たる1,739自治体が実施をして、奈良県でも川上村を除く38の市町村で実施をされたということですが、流通額を見ますと、プレミアム商品券は県全体で48億円になりました。発行額は40億円になりますが、市町村の独自で取り組んだものを全部合わせますと79億円ですから、県と市町村とで合計127億円の流通額になったということです。

一見経済政策として消費喚起につながったのかと思う面もあったのですが、いろいろと分析的に見てみますと、果たしてそうなのかという疑問を持ちます。例えば奈良県が発行したプレミアム商品券36億円分は1万円の商品券を36万冊印刷したわけですが、20%のプレミアムがつきますので43億2,000万円の流通額です。7億2,000万円のプレミアムになるわけですが、このうちのプレミアム分の負担は誰がするのかというと、店側が2%、7,200万円の負担。残りの6億4,800万円分は、18%に当たりますが、これは県が負担することになります。県の負担分はこれだけにとどまらず、プレミアム商品券の存在を知らせる広報活動や換金作業、販売実務などの事務経費が実に2億5,600万円かかっています。6.4%が事務経費になると。同様に南部、東部限定のものも4億円分の4万冊を発行したわけですが、25%、1億円プレミアムがつきますので、流通額は5億円になりますが、かかった経費は、店の負担は1%ですので少ないのですが、県負担が24%で、4億円のプレミアム商品券に対して9,600万円を県が負担していると。全部合わせますと、投入税額として40億円のプレミアム商品券を流通させるために10億円の税金をつぎ込んでいることになるのです。これが本当に経済対策としての的を射たものなのかという思いを持ちます。その点をどう評価しているかお聞きしたいと思います。以上です。

○乾こども家庭課長 こども食堂への取り組みについてお答えします。

委員もお述べでしたが、県内でも昨年ぐらいから取り組みが進められているこども食堂について、子どもが安心して行くことができ、また地域との交流が生まれる子どもの居場所の一つであると考えています。昨年度策定しました県の貧困支援の計画でもあります経済的困難及び社会生活上の困難を抱える子どもを支援する奈良県計画の検討の中でも、安全の確保は言うまでもなく、信頼できる大人とのかかわりの中で子どもが自己肯定感や将

来の希望を持つことができる居場所を整えていくことが重要であるとして、施策の中に安心・安全な居場所づくりを骨子として上げています。

特に本県では、貧困の世代間連鎖を防ぐために、子どもの学力格差を解消して、子どもが進学への意欲や将来の夢を持って生活できることが重要であるとの認識から、これまでひとり親家庭や生活困窮者の世帯の子どもの対象とした学習支援や心のケアを実施する学習教室を設置して、子どもの居場所づくりとして進めてきたところです。現在、市町村や県内の公立小・中学校を対象に子どもの貧困対策の観点から、こども食堂を含めた子どもの居場所づくりのニーズや実施状況等について調査を行っており、その結果も踏まえて今後子どもの居場所づくりについて県として進めていきたいと考えています。以上です。

○元田雇用政策課長 格差についてどう捉えて、格差解消にどう取り組むかです。

本県の地域別最低賃金については、本年10月6日に改定され740円から762円に引き上げたところです。最低賃金の額については、地域における労働者の生計費、賃金、企業等の賃金支払い能力の3つの要因を総合的に勘案し、各都道府県の労働局長が地方最低賃金審議会の答申を受け決定することとされています。その点で、県内では中小企業が99.9%を占め、常用雇用者の91.6%が中小企業に雇用されている現状にあり、本県の最低賃金の額にはこのような地域特性が大きく影響しているものと思われま

す。これらのことから、県内の賃金水準上昇のためには、本県の経済構造を改革し、産業の収益力を高めていくことがまず第一と考えます。そこで、県としては、産業興しを進め、粘り強く本県企業の体質を強くする努力を続けていくことが必要と考えています。それとともに、県内各企業の労働者の処遇改善を促し、賃金アップにつながるよう取り組みを進めています。以上です。

○村上産業・雇用振興部理事（産業振興総合センター所長事務取扱） プレミアム商品券の事業について、効果があったのかですけれども、まず成果として、委員がお述べの10億円の経費に対して消費喚起額が約21億7,000万円、消費流出抑制額が約10億7,000万円という試算をしています。地域内の経済活性化につながったと考えます。

また、経済効果だけでなく、県内中小・小規模店舗への関心を高めていただくきっかけになることや、店舗自体がこれらをきっかけにサービス改善に取り組むことを促したという2つの持続的な効果も出たのではないかと捉えています。

今回、店舗の負担額を軽減したことにより、また南部、東部限定の商品券も発行したことにより参加店舗数は2,965店舗となり、前年よりも1,109店舗増加したところ

です。

また、プレミアム商品券の消費喚起効果を中小規模店に波及させるため、商工会や商店街が実施するイベントを支援したところです。このことにより、プレミアム商品券の中小・小規模店、1,000平方メートル以下ですけれども、利用額は全体の34%にまで上っており、県内の中小・小規模店の活性化につながったと捉えています。

さらに、イベントという自主的な取り組みを通して、各店舗、サービス改善の動機づけが図られる成果もあらわれたのではないかと考えています。以上です。

○宮本委員 こども食堂について、いろいろな居場所づくりなど、子どもの貧困対策のいろいろな取り組みがある中の一つの象徴的な取り組みとして今注目されていると思います。当然県の取り組みとしては、いろいろな課があり、いろいろな分野で貧困対策に取り組むわけですが、特に今、象徴的に人々が善意を寄せて、心を寄せて何とかそういう子どもたちに手を差し伸べようという動きですから、これには機敏に対応して、もっと積極的にかかわって支援していくことが必要だと思います。いろいろと話をしていると、その点の積極性が非常に弱いのではないかと感じていますので、ぜひ関心を持っていただき、今、各地でいろいろな勉強会や意見交換会、経験交流会などが開かれていますが見るのは滋賀県や京都府、大阪府が多いわけです。奈良県でそういうものが開催されているのはコープが行った情報交換会ぐらいなもので、どうも奈良県で何かしようと思ってもたどり着くところがないと、勉強しようと思えば大阪府や滋賀県まで行くということになりますので、そこはぜひもっと関心を持って、せっかくいろいろな人が何かしようと思っているので、根本的にはやはり貧困をなくしていく、そして格差をなくしていくことが求められますが、対症療法的ではあるとはいえ、こういう取り組みがあって救われる子どもたちがたくさん出てくるということですので、ぜひもっと積極的に関心を持って、そういう人たちの善意を酌み取る手だてが必要だと思います。私は少し消極的ではないかという印象を持っているのですが、こども・女性局長のこの分野での思いを、最後にお聞かせいただければと思います。

それから、賃金格差について、なかなか県だけで取り組むのは難しい分野だと思います。最低賃金が762円で、例えばこれに準じて時給が770円、800円という設定をされたとしても、その賃金でフルタイムで働いて文化的な生活ができるかどうかについては、興味深い調査があります。全労連が取り組んでいる最低生計費試算調査があり、全国各地で25歳の単身者が1カ月の生活に必要な、最低限度の文化的な生活を送るのに必要な額

面はどれぐらいかを調査されました。平均22万8,853円、手取りで18万4,770円、これぐらい必要だということが出ています。月150時間働いたとすれば、時給1,526円必要だと。仮に最低賃金審議会で用いる月の所定内労働時間173.8時間働いたとしても、時給1,317円必要だということです。ですから、時給800円や1,000円でフルタイムで働いている場合はどうしても無理が生じているということがよくわかる調査だと思いますので、こういうことも念頭に置いて国などにも働きかけていっていただきたいと思っています。

それから、プレミアム商品券について、答弁を聞いて若干驚いたのですが、確かに中小店での購買がふえた、参加店舗数がふえたという面は事実だと思いますが、購買の喚起に21.7億円と流出抑制に10.7億円が県民の実感からかけ離れている思いがあります。よく聞く声は、プレミアム商品券が当たったらすごくラッキーだったと。20%のプレミアムがついている、市町村によっては25%だったり30%だったりしますから、常に財布に入れておいて、日常の買い物に2,000円超えれば2,000円のチケットを渡す、1,000円超えたら1,000円と、こういうことで使っていますから、日常の買い物の現金がプレミアムチケットに置きかわったという実感が非常に強いと思います。

当たらなかった人からどのような声が寄せられているかというのと、せっかく応募したのに抽せんを外れて当たらなかったと。近所の人や家族で応募して複数当選していて不公平感を感じるや、市町村によっては朝9時から並んで買ってくださいということだったのですが、朝5時、6時から並ばれた人が全部買って、勤めに行っている人や正直に朝9時に並びに来た人は買えなかったと非常に不公平感が生まれたり、当たった人も近所の人のが気になるのでこっそり使うということも聞いています。これは本当に経済対策として、しかも10億円もつぎ込んで、本当に妥当なのかと思いますが、先ほどバラ色に描く答弁がありましたけれども、その受けとめで本当にいいのかという思いを持ちました。

ちなみに、県は昨年度初めて実施したわけではなく、平成23年度にも実施しました。そして平成26年度にも実施しました。平成23年度の場合は36億円発行したのですが、プレミアム率は15%だったので、流通額としては41.4億円でした。事務経費は9,300万円だったので2.6%です。プレミアム分と合わせますと税金投入額が4億5,300万円だったので、12.6%だったのです。平成26年度も同じように30億円の発行額でプレミアム率は15%と変わらずで、事務経費も少し抑制ぎみに8,600万円だったので、投入税額としては3億8,600万円。このときも12.9%の投入税額だ

ったわけです。ところが、今回は税金の投入率とすれば25%です。前回、前々回と比べると広報活動を強めたりしたことによって倍の規模の税金投入をしているということで、当然店側の負担が減りますので、参加店舗数はふえました。1,000店舗ふえましたけれども、それで本当にいいのかという思いを持ちますので、今年度以降は国がやっていないからやらないということですが、この総括だったら、国がもう一遍やりますと言ったらまた飛びつくことになるのです。やはりすばらしい効果があったということですから。来年度や再来年度に国がもう一遍プレミアム商品券をやりますと言ったら飛びつくことになってしまうのでその点を確認しておきたいと思います。

○福西こども・女性局長 こども食堂への取り組みについての問い合わせだと思います。

居場所づくりの中でこども食堂を捉えて、今後発展的に考えていきたいというのは、先ほど課長が述べたとおりです。また、奈良県の中でも起こってきているこども食堂について、子どもが何らかの形で個食であったり、食べづらいという状況にある子どもたちに目を向けていただいて、地域の方々に手を差し伸べていただいている活動であるということで、県としても連携させていただきたいと。そこで市町村を通じながら今調査をしているのも先ほど述べたとおりです。

こども食堂の一義的な目的は食べることとなりますけれども、先ほど課長が述べました学力の向上など、居場所づくりのそれぞれの事業については、その先にある生きづらさを抱えた子どもたち、親の支援につなげていくというところでは積極的にとは考えていますが、まだ事業的なものを示すことができていませんので、委員のお述べになりました食堂の情報収集や、今後立ち上げたいと思われている方へのネットワークづくりや、県、市町村を含めたこちらに来る支援、福祉的な支援をアナウンスすることによってつながって、貧困対策が解消していくと描いていますので、今後積極的に進めたいと考えています。以上です。

○中村委員長 賃金格差は要りますか。

○宮本委員 賃金格差はいいです。

○村上産業・雇用振興部理事（産業振興総合センター所長事務取扱） 委員がお述べのとおり、過去5回にわたってやってまいりました。売れ残りが出ないように、今回広報を充実させたのは事実です。そのかいあってかどうかはわかりませんが、約2.5倍の申し込みがありまして、外れられた方も多くおられたわけです。しかしながら、消費喚起が第一の目的ですので、消費喚起の目的については果たしたのではないかという認識を持

っています。

今後については、私の口から述べられませんが、国の動向やその枠組み、都道府県なのか市町村なのか、はたまた双方なのかということを見きわめまして適宜対応したいと思います。

○宮本委員 福西局長にはぜひ積極的にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

プレミアム商品券ですが、見解の相違になるので、これ以上はしませんけれども、私はどうも違和感を感じています。40億円の流通をさせるのに10億円も税金をつぎ込んで、経済効果があったというのはどうも納得できないということを申し上げておきたいと思います。以上です。

○梶川委員 まず1つは、介護保険の保険料の件ですが、介護保険の第6期の保険料がこのたび決まり、見てみますと、奈良県の天川村が全国一高い分に入っています。今まで4,849円だったものが8,686円になって、全国1位と。第3位には黒滝村の7,800円。そして、逆に御杖村は3,900円で、奈良県で掛金が一番低いわけです。全国で一番低いのは、鹿児島県三島村の2,800円の保険料です。なぜこのようなことになるのか。保険料を決めるときには、半分は国費で公費、あとの半分を市町村、本人で分けると思うのですが、それは今は死語になっているのかわかりませんが、なぜこのような現象が起こるのか聞かせてほしいです。

○筒井長寿社会課長 介護保険料の格差についてお答えします。

介護保険料に影響する主な要因の一つとして、市町村の要介護認定者がどれくらいの介護サービスを受けておられるか。その結果、各市町村において要介護認定を受けておられない方も含めて、65歳以上の高齢者1人当たりの介護サービス給付費がどのくらいの額になるかが上げられます。高齢者1人当たりの介護サービス給付費について、平成26年度のデータをもとに高齢化の市町村ごとの違いを全国平均に補正して分析してみると、年額で天川村は29万3,000円で、奈良県平均の26万2,000円、全国平均の27万4,000円を上回っています。一方、低い御杖村においては、高齢者1人当たりの介護サービス給付費は22万円となっています。御杖村の介護費が低い理由について御杖村と意見交換してみますと、介護予防の取り組みや介護サービスの提供を決定するケアプランがありますけれども、これをチェックすることによって給付費の適正化をするという取り組みが効果を生じているのではないかということでした。以上です。

○梶川委員 介護予防というのは、どんなことを指しますか。

○筒井長寿社会課長 長寿社会課で所管している事業としては、高齢者がスポーツにいそむためにフェスティバルをしたり、高齢者が生きがいを持っていろいろな地域貢献活動に従事するために研修会や講座を持っていたりしています。あと、地域包括支援センター、地域包括推進室と連携した介護予防も含めての事業ですが、市町村の地域支援事業を積極的にやってもらうように働きかけたり、いろいろなモデルを示したりしています。以上です。

○梶川委員 このデータを見たら、確かに人口の違いはあるけれども、例えばメタボ健診のときに調べたら1日30分以上の運動をしている人が御杖村の人は7割、天川村の人は3割しかいないというデータを見ましたが、それだけでそんなに差が出るとも思えないのですが、今の答弁からいくと介護予防が大きな成果を出しているということであれば、もっとしっかり介護予防に力を入れるように。今でもされているとは思いますが、しっかり啓蒙をしてやってもらうようにしてほしいと思いますので、これは要望にしておきます。以上で介護保険については大体理解しましたので、よろしくをお願いします。

それから、2つ目に障害者の虐待防止法について聞きます。これができてから3年以上経過していますが、障害者の虐待をチェックするために、どのような実態かというデータを見ますと、県には障害者権利擁護センターがあり、市町村には虐待防止センターがあって、家庭で虐待があった、あるいは福祉施設で虐待があった、障害者が働いている職場で虐待があったなどという場合には、このセンターに報告が来るようになっているようですが、これを見てみますと、学校や保育園で起こった虐待は報告が上がる仕組みになっていないのです。これはなぜそうなっているのか聞かせてほしいです。

○芝池障害福祉課長 委員がお述べのように、障害者虐待防止法に定められている仕組みについては、市町村に虐待防止センター、県に権利擁護センターが置かれ、虐待に関する情報が入った場合には養護者による虐待については市町村、障害福祉施設従事者等による虐待については都道府県、使用者による虐待については労働局で所管することを基本に、それぞれが連携しながら事実確認や監督権限等の適切な講習を行うこととされています。

委員がお述べのように、虐待防止法の規定においては、学校における虐待等の通報や届け出については対象外となっています。ただ、法律では学校については学校の長が、保育所等についてはその施設長が、医療機関については医療機関の設置者等が必要な措置を講じるものとなっています。

なぜこのような法律の構造になっているかについては承知していませんが、このことも含めて法の施行の3年後に見直しを行うこととされています。以上です。

○梶川委員 最後のところでなぜこのようになっているかはつまびらかではないという答弁でしたが、これは虐待防止法の定義の中に書いてあって、教育施設で起こった事件は報告しないといけないようになっていない。例えば特別支援学校で虐待があるという場合、例えば7月20日の新聞に大阪府で特別支援学校の先生が虐待をしているのがマスコミに流れて、マスコミの力で虐待があったのが明らかになった。虐待防止法ができてから新聞沙汰になる事件が今まで9件発生しているようですけれども、それが必ずしも障害者の虐待防止センターというようなところへ報告が上がってこなければいけないという仕組みになっていないようです。ですから、言いたいのは、教育委員会はいませんが、虐待があった場合にはこういうセンターできちんと把握して、その対策をどうするかということが必要になってくると思います。

奈良県の中で、虐待防止法ができてからこの間、新聞沙汰になるような事件はもちろんありません。あつたら新聞に出るから我々も知るのですけれども。それ以外の小さい虐待が特別支援学校で起こっていないか、芝池障害福祉課長は聞いてますか。何件ぐらい起こっているか、あるいは奈良県の学校では少なくともそういう虐待はありませんということなのか、その辺を聞かせてください。

○芝池障害福祉課長 委員からお尋ねの特別支援学校における虐待についてですが、教育委員会からは、法施行後はないと聞いています。以上です。

○梶川委員 奈良県の特別支援学校は虐待がないということで確認をしておきます。

ただ、やはり、この法律どおりといえはほっておいたらいいのかわからないけれども、あつたらほっておいたらいけないと思うので、仕組みとしては、国の法律を3年ぐらいたった時点で見直しをしてもらわないといけないと思うのですが、同時に奈良県としてはもし虐待があつたら、市町村の虐待防止センターか、奈良県へ報告が上がるような形をきちんとしてほしいと思いますが、それはどうですか。

○芝池障害福祉課長 実際、現在も委員がお述べの教育に関する通報等、法律に定める虐待以外の虐待に関する通報も受け付けています。その際には教育委員会等に連絡を入れまして、相談等の対応をしているのが実際のところですが、引き続き法令に基づき適正な執行に努めるとともに、法定外の事案についてもその都度、関係機関と連携を図りながら適切な対応を図りたいと思います。

加えて、法律の改正についても、時期も見て国に改正の要望を上げてまいりたいと考えています。以上です。

○梶川委員 では、そういうことでよろしくをお願いします。

3つ目に生活困窮者自立支援法が施行されました。先ほど宮本委員が質問されたことと矛盾はしないけれども、バッティングするところがあると思いますが、これには必須事業があつて、生活困窮者自立相談支援事業と同じく生活困窮者住居確保給付金の支給に関する事業は必須事業として法律に基づいて市町村はやりなさいと、もちろん県もそうだと思うのですが。それと、任意事業が5つほどあり、生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者一時生活支援事業、生活困窮者家計相談事業、生活困窮者である子どもに対し、学習の援助、支援、その他とあるわけですが、特に今、宮本委員からも言われた、このようなものは入っていないくて、地域では給食もボランティアの形でやって、寄附を求めたりして、例えば斑鳩町でも維持されています。

とりあえず学力の学習支援をしていこうというのがこの中に入っていますが、例えば斑鳩町は、ボランティアで先ほどのこども食堂をやっていますし。同時にボランティアで学習支援もやっています。これは法律に必ずしも基づいていないのか、所得によるのかもわからないが、1,000円を取ってやったのです。1,000円を取るのはこの事業からは外れる感じですが、議会で判断をして採決になって、1,000円を取るようになったようです。ある意味では給食とセットになっているかわからないけれども、学習支援をするようにどのように働きかけて、今、実態としては県下でどういう状況にあるのか、聞かせてほしいと思います。

○奥田地域福祉課長 生活困窮者自立支援事業の中で、特に任意事業で行われています学習支援の県内での進め方に関して説明します。

学習支援については任意事業の一つとして位置づけられており、県と市町村で連携して、地域の実情に合った子どもの学習支援教室ということで、市町村と一緒に実施しています。今年度、上牧町、斑鳩町、広陵町、高取町、大淀町の5町と一緒に実施しています。

実施については、各市町村においてさまざまな状況がありますので、市町村の実態に合わせて、例えば公民館や学校を利用したりといった形で場所は状況に応じてやっていますし、運営についても学習支援員を実際においたり、ボランティアを活用しています。内容についても、地域の実情に合わせて学習支援だけではなくて読み聞かせや居場所づくりなどとあわせた内容で、県と市町村でどういう形でやっていけばいいのかを調整しながら進

めています。

なお、学習支援教室とあわせまして、これまでも県では広域型の学習教室という形で、県の福祉事務所の所管の地域の生活保護世帯の子どもたちを対象とした学習支援教室、いわゆるはばたき教室についても従来どおり実施しており、昨年は中学生25名参加で、このうち中学3年生の10名全員が高校に進学を果たしているといった状況です。以上です。

○梶川委員 学習支援が5町で行われているという答弁をいただきました。これらはボランティアの意識のある方にやっていただいています、やっているうちにくたびれたりしてくる人もあると思うので、どういう状況でやっているのかはよく把握をしてほしいと思います。

今5町ということですが、できるだけいろいろな町に広がっていくように、しっかりと取り組んで、先ほどの食堂や学習支援がうまくいくようにしっかりと頑張してほしいと思います。

○今井委員 質問します。

1つは、生活保護の医療証の問題です。今、生活保護を受けている方がどんどんとふえてきており、県の決算の資料を見ても、5,959億円、生活保護に使われているということですが、その中で医療に使われるのが多いと思います。生活保護の方が医療を受ける場合には、普通の保険のように保険証がないために、窓口で生活保護の医療券をもらいに行き、それを病院などの医療機関の窓口で提出して受診するという仕組みです。どれぐらい発行しているのか事前に担当課に調べていただきましたところ、平成27年度の1年間で生活保護の医療券の発行が44万8,086件あることがわかりました。これはケースワーカーの負担が大変だということで福祉事務所から話を聞いていますが、この手間だけでも相当なものになるのではないかと推測がされます。

福祉事務所の側は大変手間になりますし、逆に生活保護を受けている方にとりましたら、そのたびに行くということで、救急で突然受けなければいけないときに休みであったりしますと非常に困ることがあります。また、保険証がないということで、子どもが修学旅行に行くときに保険証のコピーを持っていかなければいけないときに、そのコピーもないと。先日私が聞きましたのは、三者懇談のときに先生がまだ保険証のコピーが出ていませんと言われて、母親がうちは生活保護を受けていますと言いましたら、子どもが終業式に出なかったという話などもあり、いろいろな意味で保険証がないということは問題ではないかと思っています。

医療証という形にすれば、事務の負担も少なくなりますし、双方にとっていいのではないかと考えていますが、その点での考えを聞かせていただきたいと思います。

もう一つは、医療機関にこの患者が働けるのか働けないのかという可否意見書が届きます。自治体によっては返信用の封筒に切手を貼ってくれるところもあると聞いていますが、大抵は医療機関の負担でそれを送ると。ついでがあれば窓口に届けたりということはされていますが、それも相当の負担です。ある医療機関で1年間どれぐらい送っているのか調べていただきましたら、1,003通送っているということで8万2,246円の負担になりますけれども、これが全部医療機関の持ち出しになっています。

本来、生活保護は国の機関委任事務ですので、これは国できちんと保障されてしかるべきではないかと思いますが、その点についてはどんなふうにお考えなのか、それをお尋ねします。

それから、2つ目、発達障害児の医学的療育の支援事業の問題で伺います。

子どもの数が減っており、発達に障害を持っている子どもがふえていると昨年も取り上げ、委員会でも発達障害児の医療療育支援事業の視察でリハビリテーションセンターに行きました。医学的な支援が必要な発達障害児に1年間だけ、医療的には1年間のサイクルで1回リハビリを受けると、その次は地域や保育所に帰るということで、そこに今度は作業療法士などが訪問して、保育所の先生や療育教室に指導をしていただく事業になり、この事業も大変人気があるというのか、ニーズが高いということで、4月にスタートしたら4月で予約がいっぱいになってしまうということがあり、議会でも取り上げましたけれども、この1年間でそれがどんなふうに改善をしてきたのかをお尋ねしたいと思います。

それから、きのう医療政策部で聞きましたら、リハビリテーションセンターのリハビリ部門を拡張する話を伺いましたが、療育の部門も視察をしたときに大変手狭だという印象を受けました。そこも含めて拡張の計画になっているのか、その点についてお尋ねをします。

それから、あいサポート運動です。きょうもバッジをつけてきましたが、まほろばあいサポート運動は、取り組みを広げていただけており、議会でも講習をしていただきました。数値を見ましても、3,000人ぐらいだったのが1万1,000人ということで頑張っ取り組んでいただいているとは思いますが、認知度からしますとまだまだだと思えます。支援教育にかかわる先生や保護者の中でも、こういう運動をしているのを知らないという意見も聞いており、ことしから障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条

例がスタートしていますので、このまほろばあいサポートのサポーターをもっとふやすという取り組みが必要ではないかと思います。その点で県の取り組み、考えていることがありましたらお尋ねしたいと思います。

地域定着支援事業についてもお尋ねしたいと思いますが、これは後で別に質問したいと思います。

健康福祉部に関しては以上です。

○奥田地域福祉課長 まず、生活保護受給者に対する医療券と、医療可否意見書の郵送料について、私から説明します。

生活保護の受給者が医療機関を受診する場合には、生活保護法及び生活保護法による医療扶助運営要領に基づいて福祉事務所が医療券を発行することになっています。具体的には、生活保護受給者が医療を受けたい場合は、まず福祉事務所に医療扶助の申請をします。そして、申請を受けた福祉事務所は、医療扶助を行う必要があるかどうか判断するために指定の医療機関に可否意見を求めて、医療の可否を決定します。そして、医療を受けることが必要であると決定した場合については、福祉事務所が1カ月を単位として診療科別に医療券を発行することとなっています。

医療機関の受診が必要な場合については医療券を発行することとなっていますが、救急等で診療が必要な場合は、適切に医療が受けられるようにと現実的な対応を行っています。

可否意見書に関して、生活保護受給者が医療機関を受診する場合には、指定医療機関から可否意見を求める必要があると申し上げたとおりですが、具体的な手続については、福祉事務所が生活保護受給者に可否意見を交付して、生活保護受給者がその可否意見書を持って指定医療機関において医療の可否を記載してもらって、医療可否意見書を福祉事務所に提出すると。そして、指定医療機関で受診するための医療券を受け取ることが原則です。

しかしながら、生活保護法医療扶助運営要領において、福祉事務所は申請者の諸事情等もあるだろうから医療可否意見書の聴取を指定医療機関から直接提出させても差し支えないとなっていますので、医療可否意見書については迅速に対応する必要があることから、実際に直接指定医療機関から医療可否意見書をいただいているのが実情です。多くの場合の受領については、指定医療機関に送料負担をいただいて返送いただいているのが実情で、医療可否意見書の送付の取り扱いについては、今後検討してまいりたいと考えます。以上です。

○芝池障害福祉課長 今井委員の発達障害児の医学的療育支援事業とあいサポート運動についてお答えをします。

まず、医学的療育支援事業ですが、医学的な支援が必要な在宅の発達障害児等について、地域療育機関等に発達障害児療育指導員を派遣して支援方法等の助言、指導を行い、より多くの発達障害児に対して早期治療等を実施できる地域療育体制の構築を図ることを目的としています。

委員がお述べのように、年々保育所等からの要望が多く、応え切れない状況となりました。そこで、ことし4月の指定管理者の指定更新に当たり、保育所等からの助言、指導等の要望に対応できること、作業療法士を増員することなどを要件として、医学的療育支援事業を指定管理者に行わせる事業に組み込んだところです。そのため、現時点では保育所等の要望に対応できていると聞いていますが、今後とも発達障害児の早期療育支援の充実に努めたいと思います。

それから、昨日、医療でお答えしていますリハビリセンターでの訓練棟の拡張工事の関係ですが、拡張の工事はあくまでも医療機関である総合リハビリテーションセンターの訓練棟の増設です。リハビリセンターも昭和62年設置ですので、約30年が経過しようとしています。経年劣化もありますし、支援事業の面からの施設や整備の充実も必要です。そういう面で、県全体の療育にとっての専門支援機関として十分機能が果たせるよう、施設整備面、支援内容面、双方の観点から今後とも充実に努めたいと考えています。

あいサポート運動について、あいサポート運動は、障害の特性、障害のある人が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活の中で実践していただく運動であり、平成25年8月から取り組んでいます。

障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくりにとっては、障害や障害のある人への県民の理解を深めることは最も大切と考えています。そのため、現在、県、障害者団体、全市町村、商工団体等から構成されるまほろばあいサポート運動推進協議会を核として、あいサポート運動を推進しているところです。

昨年度は特に、ことし4月の条例の全面施行に向けて、条例に定める合理的な配慮の提供など適切な対応ができるように、県や市町村の行政職員を中心に128回、計6,000人を対象にあいサポート運動の研修を実施しました。今年度についても、9月末までに27回、約1,800人に対して研修を実施しています。さらに、あいサポート研修とは別に条例の説明会を実施しており、その中でも障害特性やそれに応じた合理的配慮につい

て説明をしているところです。

委員がお述べのように、あいサポーターは9月末現在で1万3,458人と1万人を超えてはいますが、市町村でも職員がまだ研修を受講していないところもあります。認知されていない部分もありますので、今後はまだあいサポーター研修を受けていない市町村の職員研修をはじめ、推進協議会の構成団体等には率先してあいサポーターになっていただけるよう、あいサポート運動の計画的な推進に努めたいと思っています。以上です。

○**今井委員** 医療証の問題は生活保護法、国の制度ですので、県独自ではなかなか難しい面もあるかと思えますけれども、ぜひケースワーカーの負担の大変などに鑑みて、国としてもそういう方向にできないかを県からもぜひ意見を上げていただきたいと思います。

意見書の郵送費の問題は、実情に見合った形で運用していただきたいと思いますので、その点よろしくをお願いします。

それから、医学的療育の支援事業は、委託費の中にこの事業も組み込んだと聞いていますが、委託費が、その分プラスにして委託をしたということになるのか、その点をお尋ねします。

○**芝池障害福祉課長** 平成27年度までは委託事業として委託料でした。平成28年度からは指定管理者の指定管理料に含まれているということです。以上です。

○**今井委員** あいサポート運動は、非常に大事な運動だと思っています。先日もやまゆり園の問題で障害福祉課長も行かれていましたけれども、奈良県の障害者団体が緊急の集会を開き、その決議案にもまほろばあいサポート運動が含まれており、障害者のそれぞれの人権を尊重するという意味で、お互いに知ることが一番大事なことになるかと思えますので、ぜひ積極的にしていただきたいと思いますとお願いをしておきます。

ちなみに、同じ時期に始めました長野県ではサポーターの数が3万8,253人で、奈良県の倍以上の数になっています。今のところやりやすい自治体の職員などが中心と思えますけれども、PTAやいろいろな関係の企業などにダイナミックに広げていただき、奈良県の運動として前進させていただきたいと思えますので、その点で健康福祉部長から意見がありましたら伺いたいと思えます。

○**土井健康福祉部長** 委員がおっしゃるとおりで、繰り返しになりますが、平成25年8月に運動が発足して、ことし4年目を迎えています。トピックス性がないような少しマンネリ化している部分もあると思えますが、ご指摘のとおり平成28年4月から条例全面施行していますので、それとあわせた形でさらに強く進めていきたいと思っています。

実は、あした本年度の協議会の総会を開催する予定で、少しダイナミックに広げてはどうかという提案をいただいております、その一方で県内の市町村の担当でも知らないという方はまだまだおられるという指摘もありますので、先ほど障害福祉課長が答弁したとおり、やりやすいかどうかは別にして、市町村の担当者を対象に、足元を固めながら、そういった運動、認知をしていただけるように広げていけたらと考えているところです。今後ともよろしくお願ひします。

○今井委員 それでは、地域定着支援のことについてお尋ねします。

更正施設を出られた高齢者や障害者を支援して、地域で安心して暮らしていけるよう、平成21年から厚生労働省で予算化され、奈良県では平成24年から定着支援センターがつくられたと聞いています。

この事業がプロポーザルによって競争入札で行われていますが、今年度の公募はいつ行い、どれぐらいの応募数があつてどこに委託をされたのか、その点についてお尋ねします。

○奥田地域福祉課長 地域定着支援事業の今年度の契約についてお答えします。

プロポーザルは、平成28年3月4日から3月18日までを応募期間として募集をして、1者から応募がありました。3月25日に事業者選定委員会を行い、契約候補者として一般社団法人奈良県社会福祉士会を選定し、4月1日付で同会と契約を行ったところですので、以上です。

○今井委員 私のほうに寄せられたメールがあります。それは、公募の3月4日より前に県から見積書を出してほしいと社会福祉士会に促しているという中身のメールです。これを見ますと2月24日の日付になっており、見積もりの提出並びに入札資格取得についてということで、添付資料と見積もり案がついた形で行っています。その中に、入札資格の申請には資格取得まで3週間を要するために今週中に申請書の提出を求められたと書いてあり、今週中とは、2月のこの週を見ましたら2月26日ですが、それまでに県から社会福祉士会に見積もりを出してくださいと促しているとありまして、私はこれは今受けている社会福祉士会だけに便宜を図っている中身ではないかと思っています。こういうやり方は公募するに当たってはルールに違反しているのではないかと思います、その点ではどうなのかお尋ねします。

○奥田地域福祉課長 地域支援事業については、平成28年度分からプロポーザルを行うに当たり事業者が付すべき応募要件を見直しまして、部内における一般的に定められている要件として、奈良県物品及び役務の入札参加資格業者名簿に記載されている団体である

ことを追記しました。平成28年度から応募への参加資格を見直したために、社会福祉士会が平成27年度においても受託されているということから、応募資格変更に関して事務的にご案内をしたものと考えます。

また、見積もりに関しては、一般的に予算編成過程や事業執行に当たり、適正価格を計上するために見積書をいただくことがあります。事業を着手する前に参考として見積書を提出いただいたということで、そういうことは通常行っており、継続事業の場合、現行受託者に参考見積書を求めることに特に問題がないと考えています。以上です。

○今井委員 これからプロポーザルをするというときに、今のところからどのような見積もりかを出してもらうのは一般的に行われているという返事でしたが、そのあたりが理解できないのですけれども、一般的にこうした事務の場合に、こういうことは一般的なのかどうかは誰に聞いたらいいのでしょうか。副知事にお尋ねしたいと思います。

○浪越副知事 今の質問の中で、初めて、今ここで聞いた話ですけれども、通常、予算を編成するときに、予算での必要な額を見積もるということで、参考に事業者から見積もりをとることはやっています。これまでやられてきた事業者に対して見積もりをとっている、一般的にというその部分が少しわからないのですが、今回の場合はそういう形をとっていたということだろうと思いますが、通常そういう形で事業をやっておられるところに事業着手前に見積もりをとることはよく行われていると思います。

○今井委員 これを見ますと、添付の見積書に公印を押して地域福祉課に提出をしてください、かがみは不要、日付はあけたままということで、よろしく願いますという内容になっていますが、ただ単に見積もりをとるというだけよりも、何か便宜を図っているのではないかという印象を受けるのですけれども、それはいかがでしょうか。

○浪越副知事 状況を今把握できていませんので、部局から説明を聞いた上でお答えをしたいと思います。

○奥田地域福祉課長 今の状況については、私どもでも調べてと思っています。以上です。

○今井委員 ぜひ調査をお願いしたいと思います。ここにありますように、県の立場から入札資格の申請に3週間を要するとありますが、それでしたら受け付けの3月4日から18日までの間の申請は、どんなに頑張ってもプロポーザルの日付の3月25日、事業開始の4月1日に間に合わないことになるのではないかと思います。本当にその期間が3週間必要であるのであれば、それを見越して応募期間を変えないといけないのではないかと思いますけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○奥田地域福祉課長 地域定着支援事業は、平成28年4月1日から速やかに事業を実施する必要があります。このため、予算案が公表された後、年度開始前の間に予算成立を条件として公募型のプロポーザル方式によって募集を行ったものです。

このように限られた期間の中で契約事務を進めていますけれども、今年度からは全庁的な取り扱いとして、公募期間については原則として提案書の提出期限の前日から起算して15営業日以上を確保し公告することとなりましたので、この要件を満たしたスケジュールにのっとりまして進めたいと考えています。以上です。

○今井委員 国の予算の成立を見てというのが条件に付されているということですが、この事業に関して、国の予算の関係ですが、厚生労働省では平成26年までは10分の10で一律どこの県でも2,500万円という事業になっています。平成27年からは4分の3相当だということで1,800万円になっていますが、2,500万円の4分の3であれば1,875万円になりますが、ここがおかしいと思い、国政で小池晃氏の事務所を通して国に確認をしてもらいました。そうしましたら、国の回答は4分の3きっちりではなくて4分の3相当なので1,800万円だという回答ですが、結局75万円が減りこのような形で国側の予算を組まれたらたまったものではないという印象を受けたのです。事業を受けるほうはどこかで経費を合わせなければいけないということになりますので、当然働く人の人件費やボーナスがないなどというところにしわ寄せが行くと思います。こういう場合に、実際に仕事をしているところにしわ寄せが行くのではなくて、国がこういう形で相当だということで曖昧な予算で不足が生じた場合は、これは県が補填するべきものではないかと考えますけれども、その点はどうお考えでしょうか。

○奥田地域福祉課長 地域定着支援事業は、委員がお述べのとおり平成21年度に創設をされ、県では平成23年度から地域定着支援センターを開設して取り組んでいます。

平成23年度から平成26年度は、委員がお述べのとおり全額国庫で補助を受けて事業を実施してきましたが、平成27年度から見直しが行われて、福祉サービス等の利用に関する助言を行うフォローアップ業務及び相談業務については地方負担の考え方が導入され、国庫負担が全体で4分の3相当とされたところです。具体的には、平成27年4月初、国庫補助基準額の2,500万円のうち4分の3相当の1,875万円を国庫とされました。しかしながら、昨年8月13日、国庫内示があった段階で、国庫についてはその4分の3を割り込んだ1,800万円の負担とされたところです。

この対応については、受託事業者と協議を重ねて理解をいただき、平成28年1月28

日に2, 500万円の契約から2, 425万円に契約変更をした次第です。以上です。

○今井委員 企画提案の収支計画でいきますと、日付空欄という見積書が県に上がっていると思いますが、平成28年の社会福祉士会が出した中身を見ますと、常勤4名、非常勤6名、給与費が1, 512万円という金額になっています。それで、県の平成28年の社会福祉士会からのを見ますと、常勤3名、非常勤3名で給与費が1, 520万円で、人数が常勤1名、非常勤3名で4名減っていますけれども給与費が同じで、このあたりはおかしいと思いますが、こうした委託をする場合に、実際何名でやってもらうかという見積もりと実際が違うということは問題はないのでしょうか。その点をお尋ねします。

○奥田地域福祉課長 この事業は、国の基準に基づきセンターの職員は6名の配置を基本とすることになっており、これを仕様とした委託契約を結んでいます。どのような人材を配置するかについては受託者による場所ですので、事業をしっかりとやっていただければと思っており、委託業務の執行確認について、毎月執行状況の報告を求めるなどにより適正に執行状況を確認しています。以上です。

○今井委員 決算審議の人事のところでも言いましたが、奈良県のこの予算で一体何名ぐらいがこの仕事をしてきているのか、かなりの数が委託で仕事が振られている部分があります。委託の中身を一体誰が何名ぐらいでその仕事をやってくれるのかが給与費に当たるとは思いますけれども、そこは国の基準さえ合っていれば問題はないと、その仕事をやってもらったら問題ないということで、委託費の中で人件費として何名ぐらいが働いているかを調べてほしいという話をしたら、それは無理ですという答えが返ってきています。人件費までは無理としても、奈良県のこの事業のうち委託している事業がどれぐらいあるかという資料は必要だと思いますが、その資料の提出をお願いしたいです。副知事、総務関係は誰に言えばいいですか。

○中村委員長 今の資料は提出できますか。

○今井委員 県全体の事業の中で委託に係る部分がどれぐらいか。

○中村委員長 福祉に関してですか。

○今井委員 全て含めて。出ないのであれば福祉に関してでもいいです。

○中村委員長 福祉部に関してわかる資料があれば提出ができるかどうか。

○浪越副知事 今どういう作業が必要なのか、それから現在ある資料はどれだけなのか、その辺を踏まえた上で回答したいと思います。

○今井委員 お願いします。この問題については調査をしていただくということですので、

それを見ていきたいと思います。

最後に、企業誘致の関係でお尋ねします。きょうの新聞を見ましたら、明日香村に星野リゾートが来るということが出ていました。一度は泊まってみたいというホテルですので、それについて私は歓迎するのですが、これは奈良県が企業誘致で呼んでこられたものなのか、星野リゾートが独自のリサーチで明日香村がいいということで来たものか、そのあたりについてお伺いします。

○箕輪企業立地推進課長 きょうから報道で出ています星野リゾートの件については、委員がお述べのとおり星野リゾートと明日香村とで話を進めてきたと聞いています。以上です。

○今井委員 ということは、県の企業誘致はかかわらず、明日香村と星野リゾートの間で話をしたということによろしいですか。

○箕輪企業立地推進課長 事業の進め方については委員がお述べのとおりですが、県としても規制緩和等について支援をしたいと思っています。以上です。

○猪奥委員 通告はしていませんが、幾つか聞かせていただきたいと思います。

平成27年度主要施策の成果に関する報告書109ページ、高齢者地域就業支援事業で20名の就労者がありましたということですが、高齢者の人材バンクで採用者16名と同じなのかそれとも全く別の方々なのか教えていただきたいと思います。

それと、同じページ、県内就労あっせん・起業支援事業で、シャープでたくさんリストラされたこともあって、大手企業退職者を対象とした県内就労あっせん・起業支援センターを設置し、就労者のあっせんをしますというので、求職者数が144名に対して就労された方が14名、起業者1名と、非常に低調であったと思いますが、この理由について教えていただきたいと思います。

○元田雇用政策課長 1点目、高齢者地域就業支援事業に関してです。

緊急雇用の事業として実施しまして、求職者が102名おられ、うち20名が就職したという実績になっています。けれども……。

○猪奥委員 9ページの県高齢者人材活用事業で、高齢者人材バンクをつくっていただいているのに、登録いただいている方と緊急雇用の高齢者地域就業支援事業で就労した方は同じ方なのかを教えていただきたいかったです。

○元田雇用政策課長 委員からの質問の件については人事課でやっている事業で、私どもで説明した事業とは別物です。

○中村委員長 猪奥委員、よろしいですか。

○猪奥委員 はい、いいです。

○中村委員長 該当者がいませんので申しわけありません。よろしいですか。

○元田雇用政策課長 2点目、県内就労あっせん・起業支援センター事業は求職者数が144名で、主に昨年シャープを辞職された方に県内の中小企業に再就職していただくとう積極的に求職の登録を求めたものです。高度な知識等をお持ちの方に県内の中小企業で働いていただくとう登録いただいた結果で、主に144名の登録があったということです。その結果として、14名に私どものあっせんで就職していただいたということです。それ以外にもハローワークなどのあっせんでの就職もあったということです。この数が低調かということですが、いろいろと労働局とも連携し情報をとりながら県内の企業からの求人もとって、それを一つ一つ丁寧にマッチングして県内の企業に就職していただいたという結果として認識しています。以上です。

○猪奥委員 戻りますけれども、高齢者地域就業支援事業と高齢者人材活用バンク事業が事業として違うのは、見たらわかります。人材バンクは人事課でやっていたているのもわかっているのですけれども、これを見ると同じような事業を違うところでやられているのではないかと思いますので、この事業の違いについて教えていただきたいのです。けれども、きょうは人事課がお見えではないので、改めてお聞きしたいと思います。

県内就労あっせん・支援事業は、シャープを退職された方で高度な経験をお持ちの方々が県内の中小企業に行っていただきたらきっと奈良県内の経済にとって非常に力になるだろうという思いで始めていただいた事業ですのに、丁寧にやっていたているのは、それはそうだと思いますが、1割というのは少ないと思うのです。その理由について研究をしないと、丁寧にやったからというわけではなくて、中小企業の人的ニーズが捉まえないだろうと思うのです。そここのところの見解を教えてください。ハローワークでも就職いただいているということですが、144名のうち何名がハローワークで再就職されたのかもあわせて教えてください。

○元田雇用政策課長 県内就労あっせん・企業支援センターでマッチング等を行っていましたが、主にシャープの離職者が中心で、シャープの方は特定の分野で専門の知識を持っている方もかなりおられるということで、県内の企業ではそういう方を希望されるころもあれば、いろいろな部分で会社全体を見ていただきたいたいという希望をお持ちの企業等も多くあり、その辺でなかなか両方の希望が合わなかったところが苦労した部分です。

○中村委員長 ハローワークを通して何名ですか。

○元田雇用政策課長 7月末現在の資料になって申しわけありませんが、シャープの離職者としては、平成27年10月がピークで813名が県内のハローワークで求職登録されています。それらがだんだん減ってきており、7月末では有効求職者として259名まで減っています。その中で601名がその時点で就職されたのですけれども、ハローワーク紹介が約23.6%のシェアで就職されています。それ以外に自分で仕事を探されたのが21.8%、民間の職業紹介所を経由されたところが52.9%となっています。以上です。

○猪奥委員 そうすると、ご自身の努力で仕事を探されている方がほとんどで、奈良県内の人材の循環という点では、この事業に関して言えば今のやり方ではなかなかうまくやれていると言えないのかと思います。あり方も含めてもう少し検討し、ブラッシュアップをしていただければいいのかと思います。

107ページ、民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業について教えてください。委託をされています民間職業訓練校が幾つかありますけれども、どういった基準で選んで、委託されているのか、職種について教えていただきたいと思います。

○元田雇用政策課長 民間職業訓練校ですけれども、例えばビジネス実践やオフィス事務など、あるいは介護職員の初任者研修、医療事務系統の科目を設けています。選定については、募集をかけて、事業者が応募してくるのを審査して決定しています。以上です。

○猪奥委員 ここにも事務系、介護系及び美容系コース等と書いていただいております。例えば美容の専門を持っている学校もこのコースに入っております。どうしても腑に落ちなくて、アロマセラピーやネイルなど、そういったことを教えている学校は専門学校として民間でたくさんありますし、そういった仕事につきたい方はご自身で習得をされてということが多いただろうと思います。例えば介護の仕事でしたら民間でもたくさんありますけれども、奈良県においても人的に不足をしていますし、奈良県にとって欲しい人材でもあります。職業訓練というのはいろいろ視点はあろうかと思いますが、県として美容というエリアに、税金を投入してまで人材を育成する必要があるのかという点について、教えていただきたいと思います。

○元田雇用政策課長 訓練コースの設置については、職を今離れている離職者にできるだけ早期に再就職いただくという観点でそういったことに有効な訓練科を設置して、民間事業者へ委託して実施しています。

内容については国等も確認しながら実施していきまして、この訓練科の設定については特段問題はないものと考えています。以上です。

○猪奥委員 全国的にもこういったコースが設置されているのは存じ上げてはいますが、職業訓練というのは県の望むといいますか、思うといいますか、あるべき方向に進むことができる人材を育成することができるめったにない貴重な機会でもあると思うので、その点をぜひ考慮いただいて、訓練校の委託が要件がそろっていれば全部いいですということではなくて、もちろん主たる目的は失業者にすぐ仕事をさせていただいて、そこで納税者になっていただいてという側面が多かろうとは思いますが、ぜひそういった視点も考慮していただいて、事業者の指定に当たっていただきたいと思います。以上です。

○川田委員 まず、こども・女性局にお聞きします。生まれて2歳までの間に子どもの脳のニューロンが一気に発達するという時期ということで、幼児教育、乳児教育といったところに今非常にスポットが当てられています。特にブックスタートなどもあります。子どもの絵本は議員でも研究されている方が今多いのですけれども、そういった取り組みについて、ヨーロッパなどでも絵本の研究ということで、子どもは生まれたときにすぐ目が見えないことや目の中の桿体の発達なども関係してきますが、こういったものが一番脳神経細胞に刺激を与えるかという研究があり、そういった取り組みは、絵本研究と言ったらいいのか、こども・女性局ではどのように取り組まれているのか教えていただけますか。

○福西こども・女性局長 生まれた子どもに対してどう教育していくかという全般的なことがありますけれども、絵本とのかかわりの質問だと思っています。赤ちゃんに対して、専門的なことはわかりませんが自分の経験知も含めて申し上げますと、文字がわからないときは委員がお述べのように絵本を通じて親と子、また養育者と子どもがコミュニケーションをとるということで、言葉のない絵本があります。子どもを膝に抱えながらコミュニケーションをとるというのは大変重要だと認識しています。

こども・女性局で今、絵本を活用した事業という質問でしたけれども、特化してはありませんが、ただ、市町村の子育て支援教室において推進されていますし、教育では正式な名前はありませんが、子ども絵本大会という、1年のうち3日ほど大きな大会をされており、その中で親子が来られるような、推奨される絵本を年代別に紹介されたり、また専門の方や各図書館で、乳幼児ということではなかなか難しいので児童が対象になりますけれども、親、養育者を中心に、市町村を通じて今後進めていきたいと考えています。

○川田委員 できましたら、そういった研究をして周知することも一つの大きな施策では

ないかと思えます。本屋に行きましても、全ていいようにしか書いていませんので、どれがいいのかなどの研究も必要かと思えます。2歳ぐらいまでの、脳神経細胞に刺激を与える研究は世界で行われており、特にそういったものが成長過程の中における教育の学に対する成績にも効果の違いが、相関関係、因果関係があるのではないかという証明も最近されてきているので、少子化ということで、大切な子どもたちが今後健やかに育っていくには非常に重要な課題ではないかと思えますので、ぜひともまた県のホームページで、お母さんたちにこういった本が今推奨されているなどの紹介もできるような観点で取り組んでいただけたらと思えます。

次に健康福祉費ですが、負担金、補助金、交付金の金額が結構出ていますが、市町村に対してのものも当然ありますが、それを除いた民間に対しての負担金、補助金、交付金という種類はどういうものがありますか。

○土井健康福祉部長 歳出決算の不用額のお尋ねをいただきました。

○川田委員 言い方が悪かったのであればもう一度言います。

不用額ではなくて、負担金、補助金、交付金の内訳です。約7億7,000万円出ていますが、これの市町村単位に出ている部分があるかどうか、中身がわからないのですが、民間等にも負担金、補助金、交付金が使われているのが多いので、今たまたまこの部分で聞いているのですけれども、内訳がわかれば教えていただきたいです。

○土井健康福祉部長 詳細な内訳まで今すぐにお答えできませんが、市町村以外の民間事業者にも負担金、補助金、交付金が多分支出されているだろうという内容は、特に大きなところは特別養護老人ホーム等の社会福祉施設、障害者施設も含めまして、いわゆる民間事業者が実施する事業の経費に対して支出する額が多く占めていると認識しています。

○川田委員 民主統制の話ですけれども、民間に対して大きなお金が出るということで、オープン化が必要だと思うのです。決算書一つとっても、内訳をお聞きしても、本来市町村の決算委員会でしたらこういったところが主に審議されるのですけれども、その中において今後、オープンにされていくべきだと思います。そうでないと、どれだけの公金が民間に対して支出されているかがよくわからないし、それがオープンされることによって統制もきくことになりますので、それらは今後の取り組みとしてお考えいただければと思います。

それと、負担金、補助金、交付金はほかにもたくさん負担金、補助金、交付金がありますので、それも全般的に含めて意見したいと思えます。

それと、国民健康保険です。前も言っていたのですが、国民健康保険が広域化するということで、広域化に基づいた分賦金について市町村の担当課にお聞きしましたら、常に気になっているのが今後の分賦金であると。広域化するのはいいけれども、財政の分割、負担の割り当てをするのは県になるけれども、実態的な仕事はほとんど市町村に残るという形で、結局今まで自身の会計でやっていったものが県からの請求書によって県にお金を払うという行為になると。懸念されているのが、各団体の努力があって、その中に健康増進を行って、そして医療費を下げるというところもあるなどいろいろな取り組みがされています。人口構造によっても違うというものもあるし、団体によっては一般会計から国民健康保険の特別会計にお金を入れているという団体もあるということで、大まかに見たらばらばらです。けれども、それを一括して、知事の答弁でもありましたが、どこに住んでいても同じ保険料でやると。いきなりはむちゃがあると思います。10年、20年経過した上で緩やかな調整は可能かもしれませんが、そのあたりを市町村の担当課が心配しています。もしそうになると、下がるほうはいいかもしれないけれども、上がるほうは、いきなり上がれば予算自体組めないという懸念をされていて、そのあたりの意見を聞かせていただきたいと思います。

○西野保険指導課長 国民健康保険の県単位化に伴いました分賦金、いわゆる納付金の算定等について質問がありました。

今回の県単位化については、本県では平成30年度から国の制度に準拠しながら、同じ所得、世帯構成であれば県内のどこに住んでも保険料水準が同じということを基本的な考え方として、制度設計を検討しています。

新たな制度への移行については、平成30年4月から直ちに保険料水準を統一化するのではなくて、被保険者の保険料負担が急増する市町村に対しては激変緩和措置を組み込み、段階的に保険料水準の統一化を図ることを基本的な考え方としています。

激変緩和措置の実施方法も含めて、県単位化に伴う制度設計に関しては引き続き市町村の意見をよく聞きながら、平成30年度の制度改正に向け検討、議論を深めたいと考えています。以上です。

○川田委員 一度決まってしまうとなかなか変更ができないというのはあります。例えば広域消防でもそうではないですか。あれでもいいことばかり言われて、今、消防職員から聞いたら、実態は大変だということばかり聞いています。言葉ではいいことを言えるけれども、実態は、制度的なものが変更になってしまったら、なかなかそれをもとに戻すこと

はできないです。前からも聞いていましたが、分賦金に関しても大体どこでも今、徴収率が92～93%ぐらいです。特別調整交付金をわずかもらえるといったら喜んでいう、ことは徴収率を頑張ったと、ボーナスで3,000万円ぐらいあったということでも非常にうれしいという体制の中でやっているのは、分賦金をいえば、今度100%で請求書が来るのですか。100%で請求書が来たら納入額を100%で割り当てられますね。市町村としては大体92～93%しか現年度分は取れないわけですから、あとの4%、5%、6%が市町村の一般会計からの持ち出しと同じことになってしまうのではないですか。その点は、どのような検討をされていますか。

○西野保険指導課長 先ほど説明しました県の目指すべき方向性としての同じ所得、同じ世帯構成であればという部分について、納付金の算定においても基本的には各市町村の所得の水準と人数や世帯構成であったり、もう一つは各市町村の収納率の実態を一定踏まえたものを算定方法の中に反映して、各市町村に納付をいただく納付金を算定することで検討しています。

その結果、算定した納付金については、実態の収納率を一定反映したものですので、納付していただける可能な額水準となっているということで、基本的には100%納付いただけるものと考えています。以上です。

○土井健康福祉部長 委員のお尋ねは、収納率100%として請求するのかということだと思います。このことについては、保険担当課長も答弁していますように、被保険者の数の規模等に応じて一定どういう段階で設定するのかについても国のガイドラインも示されていますので、それをベースに市町村の担当者にお示ししながら今議論をしているところです。

おっしゃるとおり、100%にすると、100%に達しなければ一般会計から繰り入れをして納付をしないといけないことになりますので、そういったことについては、今申し上げたとおりの考え方で検討を進めています。以上です。

○川田委員 細かいことは市町村の担当者からも聞きますけれども、実態的に今までの団体で赤字になるときも結構あるのです。赤字になったときには繰り越し充用で、来年度分の予算を先食いして、何とかつないでいって、黒字になってきたときにそのカバーをして、今までのマイナス分を埋めていくなど波がありますので、それでやっていたと。前期高齢者制度ができ、それまでも非常に厳しかったけれども、社会保険から前期高齢者のお金が入ってくるので、国民健康保険の会計はかなり楽になったのですけれども、全般的にやる

ということで、徴収率の違いも各団体にありますから、単純に平均値をとってやるということになると、ではもし国民健康保険だけの市町村別の会計だけで見たとき、赤字になってしまった場合、どのような方法の措置がとれるのか、一般会計からの繰り入れしかないのかという問題があり、例えば香芝市は国民健康保険料が4割ほど高くなるのではないかとうわさが出ています。4割高くなるというのは、税金でもそんなことは絶対あり得ない話で、だから皆さん敏感になっておられるのです。だから途中経過の交渉経緯もできる限りオープンにして、途中でも意見が言えるような形にしないと、気がついたら決まってしまうということでは時既に遅しということもありますので、その辺をお願いしておきたいのですが、いかがですか。

○土井健康福祉部長　ご指摘いただいたとおりですので、所管の常任委員会の厚生委員会をはじめ、広く県内の皆様にご承知いただける形で、節目節目の話は、委員からご指摘のとおり市町村とワーキングで同じ資料をもとに議論をしていますので、そういったものをベースに報告をしたいと思います。以上です。

○川田委員　次、産業・雇用振興部になりますが、景気が若干よくなってきたということもあり、先ほど宮本委員からの質疑で、どれだけの経済効果があったのかという話も出ましたけれども、実態はどうなのですか。これだけ今、金利も安くなって、イールドカーブも真っすぐに近い感じになっており、先ほどの話も政府支出に当たりますが、政府支出がふえたからといっても、これ以上金利も下がらないし、金利が下がらないということは長期的に投資がこれでふえるのかということ、意外と平常で考えられているISOモデルなどから考えたら異質な状態になっているのが現状だと思うのです。今、賃金を上げようということ、国や総理からも意見がされていますが、ただ賃金を上げるというのもどうですか。雇用の関係もよくなってきて、ここ最近でも最高の形ではないかという形態にありますが、賃金関係とのリンクはどのような見方をされていますか。

○前野産業・雇用振興部次長（企画管理室長事務取扱）　川田委員から現在の景気状況について意見をいただいたところです。産業・雇用振興部として、産業振興ということで、本県の経済構造改革に取り組んでいまして、奈良県として産業興し、企業誘致、県内消費の拡大等々、積極的な事業展開を進めています。また、当部の雇用政策として、本県で喫緊の課題である働き方改革、ワーク・ライフ・バランスの推進と働く人々を応援するために積極的に新しい制度を導入して、離職者の円滑な再就職につながるように、手厚く職業訓練等々、事業規模を想定する考え方で予算を設定して予算執行を進めています。以上で

す。

○川田委員 わかったようなわからなかったようなことです。実態的には、今はまだ、野党側のペースではないですか。だから賃金が上がらないというベースの中にあると思うのです。もう少し失業率も縮まれば、今度は働きに行く側のベースになって、そこでは一気に賃金が流動化してくるのではないかという感じはします。一つ聞きたいのが、いつも県は経済改革に取り組んでいると言われますけれども、金融政策と国の政府支出とで日本の流れが大きく変わってきているというのもあり、では今県がやられていることで実態的に県の経済を動かすだけの力があるのかどうか。そこをいつも聞いていたら、県がやりましたと言われるけれども、実際にそれだけのもので動いたのかどうかはいつも疑問に思うのですが、そのあたりの見方はいかがですか。

○森田産業・雇用振興部長 川田委員がお述べのとおり、国のマクロ経済の国民総生産を左右する力を持っているのは、やはり中央政府だと思います。そこはもう1点おっしゃったように、かといって政府支出をふやして行って景気を支えるという一辺倒で日本の経済が回っていく時代でもないと思います。一方で、では自治体でどの程度の地域経済に貢献できるかは、国のような金融政策を持っているわけではありませんので、そうかといって財政支出をふやせばいいのかということも一定は必要ですけれども、一辺倒ではいけない。となると、我々自治体としてはいかに民間投資がふえるきっかけづくりを県がどんな工夫でできるか、そこに尽きると思います。民間投資をするための工夫の一つは、やはり人的な支援です。人にどれだけうまく活躍してもらおうかというきっかけを与えるのも、一つの県の役割だと思います。

その点でいきますと、委員がおっしゃった、いかに賃金を高めるかと誘導するのも一つのきっかけづくりですし、企業立地を誘導してきて、それを県内で投資していただく。これは若干の補助金も出していますが、一つの県内経済へ刺激を与えるきっかけづくりですし、そういう形で県の役割としては経済の投資が進むようなきっかけづくりをやっていて、それをいかにプラスに持っていくか、それが自治体の役割だと考えています。以上です。

○川田委員 それだけではなかなか難しいとは思いますが、結局今、流れ的にやろうとしているのが、政府支出が必要だと思いますし、多くやっていく必要もある。ただ、消費ギャップがものすごく悪く、そのギャップが開いていっています。だから、物価だけ上がって消費がふえない。これは意味がないので、だから賃金の上昇も当然必要だという考えだ

と思うのです。ところが、この間のロゴマークでも東京の業者に頼まれて、一般的に地域で、奈良県のお金を少しでもよくしようと思うのであれば、奈良県で発注したらいいではないですか。そうすれば奈良県の中でお金も落ちるし、税金も払っていただけるわけですから、その辺は徹底して今後やっていただきたい。地場の方の経済は一番奈良県を支えているわけですから、そのあたりをよく考えてやっていただきたいと思います。

○乾委員 平成27年度主要施策の成果に関する報告書53ページの授産商品消費拡大事業について、上牧町内に西和養護学校が平成19年に開校してから10年を迎えます。障害のある子どもに関する教育相談や通級指導に積極的に取り組んでもらっており、安心して子育てができる地域という評判も定着してまいりました。しかし、県内の障害者施設の工賃は全国平均よりも低いと聞いており、障害を持つ若者が学校卒業後も安心して暮らせるような体制づくりがこれから重要です。

この事業は、障害者施設でつくっている商品を広く県民に買ってもらうため授産品のプレミアム商品券を発行しており、多くの施設ですぐに商品券が売り切れるほど人気があると聞いています。商品券の発行額をふやすようにしてはどうでしょうか。

また、このほか、県庁としても障害者施設に優先的に仕事を発注する取り組みもされていると聞いていますが、その実績はどれぐらいになるのでしょうか。

○芝池障害福祉課長 委員がお尋ねの授産商品消費拡大事業について、それから優先調達の関係についてお答えをします。

まず、授産商品消費拡大事業は、障害者就労施設において生産される授産商品等を購入できるプレミアム商品券を発行するとともに、授産商品の販売会を開催することにより消費喚起を図り、あわせて授産商品の認知度を高め、今後の販売拡大を図る、ひいては障害者就労施設で働く障害のある人の工賃向上を最終目的としています。

今年度も昨年に引き続き、500円券を250円で6万枚発売し、58法人、67施設、85店舗が参加して実施しています。

また、働く障害者応援フェアとして、県内のショッピングモール、イオンモール高の原等で、数事業所が参加して土日に計6回、販売会の開催も予定しています。今月は、22日、23日に吉野路大淀iセンターで販売会を予定しています。

昨年度の実施についてアンケートを実施しましたが、平成26年度に比べ平成27年度の施設、店舗の売り上げが8.6%増加し、利用者のアンケートの、今後もプレミアム商品券を使用したいかの問いに対して、はいとの回答が99%と大変好評です。また、商品

券によりふだん買わないものを購入した客が約50%と、新規の消費拡大にもつながったことがわかっています。

今年度の実施に当たっては、特に障害のある人の工賃向上につなげることを参加要件として取り組んでいます。

発行額をふやしてはどうかとの指摘については、まずは今年度の事業の有効な実施に努めたいと考えています。

2点目の障害者施設に優先的に仕事を発注する取り組みについてです。

これは、障害者就労施設等が供給する物品、サービス等に対する需要の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障害者等の工賃向上と自立の促進を図るために、障害者優先調達推進法が平成25年4月に施行されています。本県においても、具体的な目標等を明記した調達方針を平成25年度以降、毎年度定めて、障害者就労施設等からの調達を全庁的に進めています。

各年度の調達方針に掲げた目標額、実績額は、平成25年度が目標額200万円に対して実績額が255万円、平成26年度が目標額500万円に対して実績額が770万円、平成27年度が目標額1,000万円に対して実績額が1,805万円となっています。平成28年度については、目標額を2,000万円として現在取り組んでいるところです。

調達内容としては、名刺、ポスター、チラシ等の印刷や庁舎清掃、県民だより、議会だより等の点字版作成、庁舎内における軽作業等、さまざまな業務にわたっています。

今後も各部局と連携を図りながら、障害者就労施設等からの調達の拡大が図られるよう取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○乾委員 この取り組みは最高の取り組みだと思っていますので、引き続いて、ぜひよろしくをお願いします。頑張ってください。

○大国副委員長 質問は1点です。

平成27年度主要施策の成果に関する報告書47ページの健康づくりの推進で、本会議でも知事に質問をしました。なら健康長寿基本計画の大体半分ぐらいまで年度は来たという感じはしていますが、全国的に日本一を目指す都道府県が多い中で奈良県がいかにして1位を得ることができるかという大変大きな課題だと思います。先ほども介護予防等の話もありましたが、元気で長生きしていただける奈良県をつくるという大きな目標のもとでしっかりと進めていただきたいと思っています。

知事も答弁の中で市町村との役割分担をおっしゃっていましたが、県とうまくか

み合った上でいかに県民の皆さんに広くその行動を実施していただけるか、ここまで行かないとだめだということで県民運動を提案したのですが、ぜひ広く県民の皆さんに広がるように、来年度も含めてしっかりと取り組みをしていただきたいと要望します。

次に、パーキングパーミット制度で取り組みをされており、公の機関等を含めて、看板が立てられています。まだ知らない方がたくさんいらっしゃるかと思います。そんな中で今どのような取り組みをされているのかを質問したいと思います。

○奥田地域福祉課長 パーキングパーミットについて説明します。

パーキングパーミット制度は、誰もが安心して移動できる地域社会の実現を目指して、車椅子を利用されている方のみならず、高齢者や妊産婦など移動に配慮が必要な方に対して、利用できる駐車場スペースを確保して、自治体にこの駐車場スペースを利用いただくための利用証を発行する制度です。本県では本年の1月からこの制度を運用開始して、車椅子の方が利用できる車椅子優先駐車区画と、車椅子を利用されていませんが配慮が必要な方に利用いただくための譲り合い駐車区画を県、市町村、民間の施設に整備を進めています。

直近の状況は、本年の9月末現在ですが、県施設のほぼ全てに当たります123施設を含め364の施設に車椅子駐車区画716区画、譲り合い駐車区画611区画、合わせて1,327区画を設置しています。利用証の交付については、同じく9月末現在で車椅子優先駐車区画の利用証283枚、譲り合い駐車区画の利用証779枚、合わせて1,062枚発行しています。

また、今年度、駐車区画をよりわかりやすくするとともに、制度をより一層周知させるために、県有施設の譲り合い駐車区画の路面に約1メートル四方のピクトグラムのカラー塗装を施して取り組んでいます。9月末現在で、県庁の来庁者駐車場や馬見丘陵公園、県立高校など、現在28施設、71区画の塗装を完了したところです。今後も制度の駐車区画の整備、利用証の発行並びに県民への理解促進を図るために、民間施設等への区画設置の依頼を含めて、SNSなどを活用して幅広く制度の周知にも取り組んでいきたいと思えます。以上です。

○大国副委員長 この区画の塗装等に関しては、手づくりで行っていただいていると見せていただきまして、本当に手づくり感がにじみ出るようなカラーリングになっています。そういったことも含めて周知していただくのと、それから譲る側の一般利用者が知らないのでは、とめておられる方が結構おられるので、そういった方に対しての周知も含めて

お願いしたいと思います。

それから、要望ですが、ヘルプマークについて、恐らくあす市町村に説明されると聞いていますが、持っておられる方々の声も私どもにリアルタイムで届いています。ぜひ広く奈良県民の皆さんに広がるように加えて提案をされていますのは、例えば学校に通う高校生等、電車等に乗っている方々に対しての広がりも含めて、教育委員会と連携をとっていただくことも非常に有効的だという他府県の例も聞いていますので、その辺も含めてスムーズに開始ができますように、よろしくお願いします。以上です。

○中村委員長 ほかに質疑がないようですので、これをもちまして健康福祉部、こども・女性局及び産業・雇用振興部の審査を終わります。

昼食時間は若干短縮しますが、午後1時より観光局、県土マネジメント部、まちづくり推進局及び水道局の審査を行いますので、よろしくお願いします。

それでは、しばらく休憩します。